

「誅少正卯」私論

松 尾 善 弘

(一九七七年十月十四日受理)

一

春秋末の魯の國。定公の九年(B.C.五〇二)に孔子は大司寇に就任⁽¹⁾(五十一才)、ついで宰相代行となり⁽²⁾(五十六才)、三月、魯國は大いに治まった。めぐまれなかつた孔子の生涯のうちで、最も意を得た時期にあたる。

喜色満面の孔子に向つて門人がたずねた。君子というものは禍が至つても懼れず、福が至つても喜ばずと聞いておりましたが、先生はちとはしやぎすぎではないでしょうか。これに対する孔子の返答がまたふるっている。うん、そういうことを言ったことがあるかも知れないね。だが、「其の貴を以て人に下るを樂しむ」ともいわなかつたかね。

執政にさきだち、孔子は魯の大夫・乱政者・少正卯を誅(殺)した、と司馬遷(B.C.一四五—八十六)の『史記・孔子世家』は伝える。

定公十四年、孔子年五十六、由大司寇行攝相事、有喜色。門人曰、聞君子禍至不懼、福至不喜。孔子曰、有是言也。不曰、樂其以貴下人乎。於是誅魯大夫乱政者少正卯。與聞國政三月、粥羔豚者弗飾賈、男女行者別於塗、塗不拾遺、四方之客至乎邑者不求有司、皆予之以歸。

孔子が少正卯を誅した史実の真偽をめぐつて、古来、多くの説が展開された。それらは、

- 1、是認説。すなわちその事実を肯定し伝える記録。
- 2、否定説。すなわちかかる記録の偽造を唱える説。
- 3、折衷説。すなわち「誅」を「責」の義に解釈しようとする説。

に大別できる。

南宋の大儒朱熹(一一三〇—一二〇〇)をはじめ葉適、王若虚らが2説の支持者であるが、当時の事情の否定的考察を通して、誅少正卯を伝えるテキストをも孔子を誹謗中傷するための偽造であるとみなす。聖人が人を誅殺するはずがないという心情が基底に動いているようである。

3説の唱道者は孫星衍(一七五三—一八一八)である。誅少正卯の誅を「誅殺」のそれではなく、「誅責」の意に解する説で、同じように聖人が子が悪人少正卯を誅責したのだという、いわゆる尊孔的動機がうかがわれる。

ところで、いまこれら2・3説を闡究することはしばらく措いて、当面1説を中心に遍く文献を求め検討を加えてみよう。1説を支持しその真実性を究明することが、同時に2・3説に対する反論ともなり得ると

考える。ただし1説を伝える文献もその多くは尊孔的観点からの、つまり孔子の正義が少正卯の悪を成敗したという記述であることをはじめに断っておく必要があるであろう。

韓嬰（前漢、文・景・武帝時の人。生卒年不詳）の『韓詩内伝』³の「投彼有北」を解釈した条項に次の文章がみえる。

孔子為魯司寇時、誅少正卯。謂佞道已行、乱国政也。佞道未行、章明遠之而已。

孔子が魯の司寇になった時、少正卯を誅した。それは（少正卯の）佞道がすでに行われ国政を乱したからである。もし佞道がまだ行われていなかったならば章明（すなわち孔子）は之を遠ざけるのみであったらう。

班固（三二―九二）は右の文を引いて、その著『白虎通徳論・誅伐』に次のように記している。

佞人當誅何。為其乱善行、傾覆国政。韓詩内伝、孔子為魯司寇、先誅少正卯。謂佞道已行、乱国政也。佞道未行、章明遠之而已。論語曰、放鄭声、遠佞人。

佞人がなぜ誅せらるべきかといえば、それは、善行を乱し国政を傾覆するからである。論語にもいう、鄭声を放ち佞人を遠ざけよ⁴。

そして、少正卯は佞人であり、佞人を章明が誅伐するのは当然だという論の展開である。その「佞人」像についてはこれから少しずつ明らかにするが、ここでは何よりもことが極めて政治的色合いの濃いものであることに注目しておかねばならない。個人的犯罪問題のようである。実は国家の顛覆に関わる重大な内容を蔵しているのである。

劉安（B.C. 一七六―二三）は『淮南子・汜論訓』篇で誅少正卯の事実を次のように伝える。

故聖人因民之所喜而勸善、因民之所惡以禁姦。故賞一人而天下譽之、罰一人而天下畏之。故至賞不費、至刑不濫。孔子誅少正卯而魯国之邪塞、子産誅鄧析而鄭国之姦禁。

聖人の賞罰は至善至高でなければならぬ一例として、孔子誅少正卯が引用されている。至賞は（ムダな費用を）費さず、至刑は（原則）を濫さず。孔子が少正卯を誅したことによって魯国の邪が塞がり、子産が鄧析を誅して鄭国の姦が禁ぜられた、と。

ここで少正卯問題を追求する前に、右文で併行して引き合いに出されている、鄭の子産が鄧析を誅した事件を探ってみよう。許慎（三〇―二四）は右の『淮南子』の文に次のような注をつけている。

少正官、卯其名也。魯之諂人。孔子相魯七日、誅之於東觀之下。刑不濫也。

鄧析、詭弁姦人之雄也。子産誅之、故姦止也。伝曰、鄭駟造殺鄧析、而用其竹刑。鄧析制刑書之竹。鄭国用不以人廢言也。

少正卯は、少正が官職名、卯がその名である。魯の諂人である。孔子は魯に相たること七日に卯を東觀の下で誅した。刑のお手本を示したものである。

子産誅鄧析の事件を一瞥すると、『左伝』では鄭の駟造が鄧析を殺したことになっている⁵。駟造が何らかの罪で大夫鄧析を殺したが鄭国は鄧析が制定した竹刑は用いたという。

孔穎達の疏によれば、その経緯はこうである。昭六年に子産は刑書を鼎に鑄したが、鄧析は新たに竹刑（刑法を竹簡に書いたのでこう呼ぶ）を造り鄭の旧制を改めようとした。ところがそれは君命を受けたものではなく私造したものであった⁶。鄧析が殺されたのは、しかしそのことが直接原因ではなく、もっと具体的に子産との間に刑法施行上の確執があ

ったことによるらしいことが『呂氏春秋・離謂』篇にみえる。

鄭国多相縣以書者。子産令無縣書、鄧析致之。子産令無致書、鄧析倚之。令無窮則鄧析應之亦無窮矣。是可不無辨也。可不無辨、而以賞罰、其罰愈疾、其乱愈疾、此為国之禁也。故辨而不當理則偽、知而不當理則詐、詐偽之民、先王之所誅也。理也者、是非之宗也。

(中略)

子産治鄭、鄧析務難之。与民之有獄者約、大獄一衣、小獄襦袴。民之献衣襦袴而学訟者、不可勝數。以非為是、以是為非、是非無度、而可与不可日變、所欲勝因勝、所欲罪因罪。鄭国大乱、民口謹譁、子産患之。于是執鄧析而戮之、民心乃服、是非乃定、法律乃行。今世之人多欲治其国而莫之誅鄧析之類、此所以欲治而愈乱也。

是非善惡の判断を別にすれば、ここに描かれている情況は明らかに旧法を守る子産と新法を唱える鄧析の対立抗争である。子産の治政に對しことごとくに難くせをつける鄧析。新法をふりかざして勝手に是非を顛倒し人心を混乱させる鄧析。業を煮やした子産は実権をふるって鄧析を捕え処刑する。そして民心も安定したと称し、鄧析には「詭弁姦人」の形容が冠せられる。おさまりのコースである。だが果して実態はその通りだったのだろうか。もし事態が逆転していたらどういふ結果を迎え、どのように記録されていただろうか。すべて想像の域を出ないが、鄧析は殺したがその刑書は用いたというくだりは多くの疑念を湧出させて十分である。

少正卯誅殺事件と鄧析誅殺事件は、その事情が酷似していたとみななければならぬ。その意味で鄧析事件も徹底して究明する必要があるが、いま核心に迫った時点で本題にもどらねばならない。少正卯事件を伝える劉向（B.C.七十七）の『説苑・指武』に移ろう。

孔子為魯司寇、七日而誅少正卯於東觀之下。門人聞之、趨而進、

至者不言其意、皆一也。子貢後至、趨而進曰、夫少正卯者、魯国之聞人矣。夫子始為政、何以先誅之。孔子曰、賜也、非爾所及也。夫王者之誅有五、而盜竊不与焉。一曰、心辨而險。二曰、言偽而弁。三曰、行辟而堅。四曰、志愚而博。五曰、順非而澤。此五者皆有辨知聰達之名、而非其真也。苟行以偽、則其知足以移衆、強足以獨立。此姦人之雄也。不可不誅。夫有五者之一、則不免於誅。今少正卯兼之、是以先誅之也。昔者湯誅蠋沐、太公誅潘趾、管仲誅史附里、子産誅鄧析、此五子未有不誅也。所謂誅之者、非為其晝則攻盜、暮則穿窬也。皆傾覆之徒也。此固君子之所疑、愚者之所惑也。詩云、憂心悄悄、慍于群小。此之謂也。

孔子は魯の司寇となつて七日目に少正卯を東觀の下で誅した。門人たちはそのことを聞きかけつけてきたが誰も口をきかなかつた。しかしその思いは一つである。子貢があとからやって来て部屋にはいると尋ねた。あの少正卯は魯国の有名人です。先生は政治を始められて何故まつ先に少正卯を誅せられたのですか。孔子は答えて言う。賜（子貢）よお前の知つたことではない。そもそも王者の誅（の理由）には五種あつて盜竊は与からぬ。一つは心辨にして險。二は言偽にして弁。三は行辟にして堅。四は志愚にして博。五は非に順いて澤。この五者には辨知聰達の名はついてゐるが真実そうなのではない。苟くも行動が偽であればその知は衆を移すにたり、その強さは獨立するに十分である。これは姦人の雄である。誅しないわけにいかないのだ。そもそも五者のうち一つでも持つてゐるものは誅を免れない。ところが少正卯はこれを兼ねて持つてゐた。だから先ずこれを誅したのだ。昔、湯王は蠋沐を誅し、太公は潘趾を誅し、管仲は史附里を誅し、子産は鄧析を誅した。これら五子は誅せられないわけにはいかない。いわゆるこれを誅したのは、昼には攻盜、暮には穿窬であつたためではない。みな傾覆の徒だつたからである。こ

れこそ君子の疑うところ、愚者の惑うところである。詩にも云っている、憂心悄悄として群小に慍る、と。このことを謂っているのだ。

(次節で逐一の箇条について論ずるので、ここでは意識して概要を述べるにとどめる。)

班固撰『漢書・趙尹韓張兩王伝』の中に、王尊(前漢末の人、生卒年不詳)が少正卯事件を引用して話している部分がある。

昔孔子治魯、七日誅少正卯、……。

同じく『漢書・楚元王伝』の次の文に、應劭(後漢末の人、生卒年不詳)は注している。

自古明聖、未有無誅而治者也。故舜有四放之罰、而孔子有兩觀之誅、然後聖化可得而行也。

應劭曰、少正卯姦人之雄、故孔子撰司寇七日、誅之於兩觀之下。

更に『後漢書・党錮列伝』にも、李膺(一一〇—一六九)がその歴史的事実を肯定した記述がある。

(李)膺對曰、昔晋文公執衛成公歸于京師、春秋是焉。礼云、公族有罪、雖曰宥之、有司執憲不從。昔仲尼為魯司寇、七日而誅少正卯。

これらと時期的に若干前後するが、王充(二七—九一)の『論衡・講瑞』篇および『定賢』篇になるとその描写はもっとリアルである。

少正卯在魯与孔子并。孔子之門、三盈三虚、唯顔淵不去、顔淵独知孔子聖也。夫門人去孔子、婦少正卯、不徒不能知孔子之聖、又不能知少正卯(之佞)。門人皆惑、子貢曰、夫少正卯、魯之聞人也。

子為政、何以先之。孔子曰、賜退、非爾所及、夫才能知佞若子貢、尚不能知聖。世儒見聖、自謂能知之、妄也。(講瑞)

言不務多、務審所謂。行不務遠、務審所由。言得道理之心、口雖

訥不辯、辯在胸臆之内矣。故人欲心辯、不欲口辯。心辯則言醜而不違、口辯則辞好而無成。孔子称少正卯之惡曰、言非而博、順非而澤。内非而外以才能飾之、衆不能見、則以為賢。夫内非外飾是、世以為賢、則夫内是外無以自表者、衆亦以為不肖。(定賢)

当時、魯の教育界にあって少正卯は孔子と並び称せられていた。ために孔子の門は「三盈三虚」する有様で、高弟第一の顔淵のみが師のもとを去らなかつた。孔子の聖を知っていたからである。門人たちが孔子を捨てて少正卯に帰したことは、彼らが孔子の聖を知らなかつたばかりでなく、少正卯の佞をも知らなかつたことを示している。子貢のような高弟さえ、佞は分かっても聖は分らなかつたのだ。——と王充は聖を知ることの難かしさを説く中で、少正卯を佞人ときめつけている。しかしその主張とは裏腹に、少正卯が「魯の聞人」であり、孔子のよきライバル的存在であつたらしいことが「三盈三虚」の表現などから窺われるのである。

魏の王肅(一九五—二五六)の『孔子家語・始誅』篇では誅少正卯事件を次のように伝える。

孔子為魯司寇、攝行相事、有喜色。仲由問曰、聞君子禍至不懼、福至不喜。今夫子得位而喜、何也。孔子曰、然、有是言也。不曰樂以貴下人乎。於是朝政七日而誅乱政大夫少正卯、戮之于兩觀之下、尸於朝三日。子貢進曰、夫少正卯、魯之聞人也。今夫子為政而始誅之。或者為失乎。孔子曰、居、吾語汝以其故。天下有大惡者五、而竊盜不与焉。一曰、心逆而險。二曰、行僻而堅。三曰、言偽而弁。四曰、記醜而博。五曰、順非而澤。此五者有一於人、則不免君子之誅、而少正卯皆兼有之。其居處足以撮徒成党。其談說足以飾褒災衆。其強禦足以反是獨立。此乃人之姦雄者也。不可以不除。夫殷湯誅尹諧、文王誅潘正、周公誅管蔡、太公誅華士、管仲誅付乙、子産誅史

何。是此七子皆異世而同誅者、以七子異世而同惡故、不可赦也。詩云、憂心悄悄、愠于群小。小人成群、斯足憂矣。

魏・晋人の偽託であろうといわれるが、尹文（B.C.三五〇―二八五）の『尹文子・大道下』篇の記録は左の通りである。

孔丘攝魯相、七日而誅少正卯。門人進問曰、夫少正卯、魯之聞人也。夫子為政而先誅、得無失乎。孔子曰、居、吾語汝其故。人有惡者五、而竊盜姦私不与焉。一曰、心達而險。二曰、行僻而堅。三曰、言偽而弁。四曰、彊記而博。五曰、順非而澤。此五者有一於人、則不免君子之誅。而少正卯兼有之。故居處足以聚徒成群、言語足以飾邪熒衆、彊記足以反是獨立。此小人雄桀也。不可不誅也。是以湯誅尹諧、文王誅潘正、太公誅華士、管仲誅付里乙、子產誅鄧析史付。此六子者、異世而同心、不可不誅也。詩曰、憂心悄悄、愠于群小。斯足畏也。

北斉の劉昼（五一―五六九）の『劉子・心隱』篇もほぼ王充のそれと同内容の史実を伝える。

少正卯在魯与孔子同時。孔子門人三盈三虛。唯顔淵不去、独知聖人之德也。夫門人去仲尼而皈少正卯、非不知仲尼之聖、亦不知少正卯之佞。子貢曰、少正卯、魯之聞人也。夫子為政何以先（誅）之。子曰、賜也非爾所及也。夫少正卯、心逆而險、行僻而堅、言偽而辯、詞鄙而博、順非而澤。有此五而為乱。聖人以子貢之明而不能見、知人之難也。以是觀之、佞与賢相類、詐与信相似、辯与知相乱、愚与直相像。若齊厄之乱人、參蛇床之似麤蕪也。

王充と劉昼はともに孔子に聖徳に対し、少正卯に佞惡をしきりに説いている。そしてその両者が極めて見わけにくいことも同時に述べている。王充は、孔子の多くの門弟はおろか子貢でさえもその判別が出来なかつたといひ、（漢）時の学者が聖を見て分かつたなどというのはでたらめ

だと毒づいている。劉昼も両者のみわけ難いこと、恰かも齊厄（にがな）が人を惑乱させ、參蛇床が麤蕪（香草）に酷似しているようなものだという。ところが残念ながら王劉兩人とも、孔子が聖人である所以はさておいても、少正卯が佞人であったという具体的な事実を一切記述していない。そこにあるのは理屈抜きの、両者の正邪を頭から決めてかかった判断のみである。従つて劉昼がはからずも、佞と賢とは相類し、詐と信とは相似たり、辯と知と相乱し、愚と直と相像たり、と述べているように、両者の是非曲直の差は紙一重の、まかり間違えばどちらにどう転んでいたかわからぬほどの判断の微妙なものだったのである。少なくとも結果論としても、その判定は極めて主観的判断によるものであったと言えそうである。

二

誅少正卯事件を伝える叙上の記録の原典と目されるのが荀子（B.C.三四〇―二四五）の『荀子・宥坐』篇である。以下にそのくだりを掲げ、個々の問題について論ずることにする。

孔子為魯攝相、朝七日而誅少正卯。門人進問曰、夫少正卯、魯之聞人也。夫子為政而始誅之、得無失乎。孔子曰、居、吾語女其故。人有惡者五、而盜竊不与焉。一曰、心達而險。二曰、行僻而堅。三曰、言偽而辯。四曰、記醜而博。五曰、順非而澤。此五者、有一于人、則不得免于君子之誅、而少正卯兼有之。故居處足以聚徒成群、言談足以飾邪營衆、強足以反是獨立、此小人之桀雄也。不可不誅也。是以湯誅尹諧、文王誅潘止、周公誅管叔、太公誅華士、管仲誅付里乙、子產誅鄧析史付、此七子者、皆異世同心、不可不誅也。詩曰、憂心悄悄、愠于群小。小人成群、斯足憂矣。

「孔子魯の攝相となり、朝すること七日にして少正卯を誅す。」問題の一文であるが、まず前節の諸記録と見較べると若干の異同が目につく。一つは孔子が魯の司寇であったときかかる仕業があったとするもの（韓嬰、劉向など）。また「朝すること七日」の文がないもの（司馬遷、劉安など）。「東觀の下」という場所を明記したもの（劉向・許慎など）。とりまともていえば、「孔子は魯の司寇となり、宰相代行を兼任するようになったとき、執政すること七日目に、少正卯を東觀の下で誅した。」となる。これを冒頭とする以下の文章が、後世、孔子を無みするものの偽造であるとする説は、以下の文章が一面あまりにもリアルすぎて肯けない。これほど整合性のある文章を虚構するには超人的な頭脳が要請されるであろう。しかもほとんどの記録が示す通り、その内容は決してアンチ孔子ではなく、むしろ孔子の行為の正当性を擁護し賛美してお手本にしようという姿勢のものが多くのである。そしてかえす刀で少正卯を極悪人に仕立てあげている。少正卯に「大夫・乱政者」という修飾語が付加されているのも意味深長である。

さて、この間、孔子は得意の絶頂期にあり、平生のめぐまれなかった反動も加わってか、日頃の抱負を実現すべくひたすら政治に励み、且つかなりの治績をあげたらしいこともうかがえる。はしやぎすぎを詰問されて、其の貴を以て人に下るを樂しむと答えたあたり、孔子の老獪な一面を覗かせているが、多分にその権力の座を利用しての誅少正卯事件は、歴史的にみて、子貢の懸念通りまさしく「失」態だったのではあるまいか。

門人進みて問うて曰く、夫の少正卯は魯の聞人なり。夫子政を為して始めに之を誅す、失無きを得んか、と。かけつけた門人たちの中で子貢が代表して右の質問をした。（孔門の高弟の中でこの子貢や仲由あるいは冉有らはその師弟関係・交友・仕事関係を改めて洗い直してみなければ

ばならぬ時期に來ていると思うがまたの機会をまちたい。）ともかくその子貢がいうには、少正卯は魯の有名な名人である、それをみせしめのようににまっさきに槍玉にあげたのはやりすぎではありませんか、と。先に、『論衡』『劉子』で見た通り、少正卯は時に孔子と並ぶ魯の有名な名人であり、多くの門弟がその下に集まりために孔子の門がガラガラになることがしばしばであった。そのことによつて孔子が敵愾心を燃やしたとは断じがたいが、少なくともお互い対抗意識は持っていたであろう。そしてそれがぬきさしならぬ対立激化の一面を荷ったであろうことは想像に難くない。もう一つ見落してはならないことがある。それは孔子の、ないし後世の評価はどうあれ、当時において少正卯は社会的に多くの人々によつて認められ支持された人物だったことである。情況をそのようにみることは、一方的な見解つまり少正卯は邪惡と決めつける見解を一定程度緩和する効果をもたらすであろう。

当惑顔の子貢を前に、しかし孔子は平然として答える。まあそこへ坐れ、ひとつお前にそのわけを聞かせてやろう。「退れ、お前なぞの知ったことではない。」と威丈高に答えた記録もある（劉昼・王充）。およそ王者に誅せられる対象として五惡がある。——而して盜竊は与からず——その五惡には盗みこそ泥の類は關係ない、とは少正卯を誅した理由をあげるにさきだちただし書きしている部分である。まずこの問題について考察する。

『論語・子路』篇に有名な直躬の話がある。

葉公語孔子曰、吾黨有直躬者。其父攘羊、而子證之。孔子曰、吾黨之直者、異於是。父為子隱、子為父隱。直在其中矣。

葉公が孔子に語った。わしの郷黨には正直者の躬というのがある。父親が他家から迷い込んできた羊をねこばしたのを躬は役所に訴えてよつた。孔子は答えていう。わしのむらの正直者というのはそういうも

のではない。父は子の為に隠し、子は父の為に隠す。正直とはその中にこそあるのだ。

このエピソードには二つの考え方が典型的に示されている。羊を攘むという行為を社会的基盤の上に立って犯罪として認め、肉親感情を振り切つて訴え出ようとする立場と、肉親の情愛に引摺られてかばい合うのをむしろ是認する立場である。後者の、「人間感情」に発想のポイントを置き、「仁徳」を重視する立場こそ、孔子を頂点とする儒家思想の特徴であった。まさにこの観点に立つが故に、孔子には少正卯処刑の理由をあげるにさきだち、その罪状には盜竊は関係ない、「而盜竊不与焉」と断らねばならぬ必然性があったのである。孔子にとってはその人間が君主に忠誠を尽すかどうか、社会体制に忠実かどうかこそが判断に関わる重大事であつて、穿窬攻盜の類はもの数にはいらなかつたのである。以上のように考えていくと次に掲げられた少正卯の罪状も、あれこれ牽強付会する必要もなく率直に解釈できさうである。

一、心達而險（心逆而險、心辨而險などとも）

二、行辟而堅

三、言偽而辯

四、記醜而博（志愚而博、詞鄙而博などとも）

五、順非而澤

いま唐の楊倞注に従つて各項目を解釈する。一項について楊倞は、謂心通達於事而凶險也、と注釈する。すなわち心（思想）が古今のものごとくに広く通達していかし凶險である。二の辟は僻、つまり片寄つてゐること。行動が偏向していかし堅固なこと。三、言葉に偽りがあつてしかし弁が立つこと。四、醜謂怪異之事、すなわち怪異の事を知つていかし博識なこと。五、非に順つて澤、澤読為釋、謂順其非而為之解釋、つまり非道に従つておりながらこれをいろいろに解釈してみせ

る力量に秀れているという意味らしい。

してみるとこれらはすべて通常の犯罪者の罪科ではなく、明らかに反体制者、思想犯を裁く罪状そのものである。少正卯は決して巷の強盜殺人犯の類ではなく、いわば反体制（革新派）グループの指導的存在だつたと推定される。少正卯が法家の先駆者であつたかどうかはにわかには判じがたいけれども、思想的・政治路線上で儒家に対抗する一派であつたことは間違いない。そういう人物を処罰する基準が極めて恣意的なものにならざるを得ないのは考えてみると理の当然でもある。五項目のうちどの一つで裁決しても、トータルで裁決しても罪を被せられる人間はいずれ罪を被せられる。そして最終的な判決は要するに権力を握っているものの匙かげん如何にかかつていたのである。

『礼記・王制』篇に大司寇が王の認可を得て刑の判決を下す規準について述べた文がある。

析言破律、乱名改作、執左道以乱政、殺。作淫声異服、奇技奇器、以疑衆、殺。行偽而堅、言偽而辯、学非而博、順非而澤、以疑衆、殺。假於鬼神、時日卜筮、以疑衆、殺。（傍点筆者）

三つの箇条がほほそのまま少正卯の場合にも適用されているわけだが、各条とも最後が、以乱政、殺。以疑衆、殺。と結ばれているところに注意する必要がある。それぞれの罪科が実効を持つのは、結局、その者どもが最終的に政局を乱したり大衆を惑わしたときである。少正卯にはその規準がびつたり当てはまつたのである。大司寇のなすべきことは唯一つである。殺。

三

少正卯を処刑した理由として孔子があげた五項目の罪状は、実際の運

用はどのようにも解釈できる恣意性の強い代物で、一種のタテマエにすぎないことがわかった。推察するところ少正卯が処刑された真因は、彼が卓抜した能力を駆使して現実に大衆暴動の扇動者の役を買って出たせいではあるまいか。少なくとも孔子の目には、体制側の自己の思想信条に敵対する反体制思想の危険人物として映っていたに相違ない。前節の『荀子・宥坐』篇の後半の文章からその真相を探ろう。

「そもそも王者の誅をうけて然るべき人間の罪状に五箇条がある。そのうちの二箇条でも有すれば君子の誅を免れないのである。然るに少正卯はこれらを兼ねて有していた。」裏返していえば、いや額面通りうけとつても、少正卯はかなり優秀な人物だったということになる。「故に居處は以て徒を聚めて群を成すに足り、言語は以て邪を飾り衆を営まどわずに足り、強は是に反して独立するに足る。此れ小人の桀雄なり。誅せざるべからざるなり。」小人という形容語に孔子の精一杯の否定的判断が盛り込まれている感じがする。おもしろいことに一節であげた各文献からこの部分を拾い出してみると、まず『尹文子』で「此小人雄桀也」となっているほか、『説苑』では「此姦人之雄也」とあり、『家語』では「此乃人之姦雄者也」となり、許慎、司馬遷、王充になると「魯之諂人」「乱政者」「佞人」ときめつけられ、悪人としての印象づけも次第にエスカレートしてくる傾向がみられる。

少正卯が大衆暴動の首謀者であったという確かな記録はないが、孔子のいうところを文字通りに解釈すれば、群衆を集めてアジ演説くらいは行っていたのだろう。孔子は多分、それを芽のうちに摘みとつた。小人の桀雄（指導者）は不可不誅（消さねばならぬ）。

小人の桀雄だから直ちに処罰というのは甚しい論理の飛躍であるが、現実においてはもつときびしい事態だった筈である。孔子は上にみってきたような説明では子貢らの納得を得られなかつたのか、更に二つの

弁解を試みている。一つは先聖たちに同様の行為があったことをあげて自己の行為を正当づけようとしたものであり、二つめは詩経のお墨付をかかげて弁明しようとしたものである。

前者からみていこう。「殷の湯王は尹諧を誅し、周の文王は潘止を誅し、周公は管叔を誅し、太公（望・呂尚）は華仕を誅し、管仲は付里乙を誅し、子産は鄧析・史付を誅した。この誅せられた七人のものは、みな世を異にするが心が同じで誅せざるべからざるものであった。」さて以上の例のうちで尹諧・潘止・付里乙・史付の事績は詳らかでない。子産が鄧析を誅した事件については一節で触れた。残りの、太公が華仕を誅した事件については幸いに確実な記録が伝わっているので繙いてみよう。その伝記は『韓非子・外儲説』にある。

太公望東封於齊、齊東海上有居士曰狂喬・華士、昆弟二人者立議曰、吾不臣天子、不友諸侯、耕作而食之、掘井而飲之、吾無求於人也。無上之名、無君之祿、不事仕而事力。太公望至於營丘、使吏執殺之以為首誅。周公旦從魯聞之、發急傳而問之曰、夫二子、賢者也。今日饗國而殺賢者、何也。太公望曰、是昆弟二人立議曰、吾不臣天子、不友諸侯、耕作而食之、掘井而飲之、吾無求於人也、無上之名、無君之祿、不事仕而事力。彼不臣天子者、是望不得而臣也。不友諸侯者、是望不得而使也。耕作而食之、掘井而飲之、無求於人者、是望不得以賞罰勸禁也。且無上名、雖知、不為望用。不仰君祿、雖賢、不為望功。不仕則不治、不任則不忠。且先王之所以使其臣民者、非爵祿則刑罰也。今四者不足以使之、則望當誰為君乎。不服兵革而顛、不親耕耨而名、又所以教於國也。今有馬於此、如驥之狀者、天下之至良也。然而驅之不前、卻之不止、左之不左、右之不右、則藏獲雖賤、不託其足。藏獲之所願託其足於驥者、以驥之可以追利辟害也。今不為人用、藏獲雖賤、不託其足焉。已自謂以為世之賢士、而不為

主用、行極賢而不用於君、此非明主之所臣也。亦驥之不可左右矣、是以誅之。

太公望が齊に封ぜられたとき齊の海上に隱士の狂裔・華士兄弟がいた。二人が議を申し立てて言うには、「我らは天子に臣とならず、諸侯を友としない。耕作して食らい井を掘って飲み人に求めることはない。(百姓の)上の名もなく、君の祿もなく、仕えて力を勞することもない。」と。太公望は吏をやつて捕えて殺させた。周公旦はそのことを聞いて驚いてたずねた。「二人は賢者である。どうして殺したのか」。太公望は答えていう。「あの二人は天子に臣せず諸侯を友とせず云々と申し立てた。天子の臣にならないということは私が得て臣とすることができないということだ。諸侯を友とせずとは私が得て使うことができないということだ。耕作して食らい井を掘って飲み人に求めることがないとは、私が賞罰勸禁を加えることができないということだ。且つ上の名がなければ賢なりと雖も私の用を為さないことであり、君の祿を仰がなければ賢なりと雖も私のために功をたてないことになる。仕えなければ治められず、任せられなければ忠誠を尽くせない。そもそも先王の其の臣民を使う所以は、爵祿でなければ刑罰である。いまこの四つのもので動かすことができぬとすれば、私は一体誰を殿様と思えばよいのでしょうか。(中略)だから彼らを殺したのです」。

華士にとっては酸鼻のきわみであるが、事件の内容はいたつて単純である。アウトサイダーに徹しようとした華士兄弟を、太公望は自己の制肘下にはいらない危険人物として抹殺した。ただそれだけのことである。しかし単純なだけにかえつて現実の熾烈さを思わせるものがある。人間を馬になぞらえて、言うことをきかぬから誅殺するなどは尋常の沙汰ではないが、このことは当時の支配者の横暴を示す一方、彼らがいかに自己のコントロール下からはみ出す人間の輩出を恐れていたかを示す反

証ともなっている。「又非所以教於國也」とは、そういうてあいに仿うやからが蔓延する所以である、といつて、その根を断ち切ろうとする意図を匂わせる語となっている。

こうして、以上三つの事件、子産——鄧析、太公望——華士、孔子——少正卯を並べてみると、いくつかの共通項がかなり鮮明にとり出せるのである。先ず第一に、それらは当時の絶対権力者対非権力(在野)の「賢人」という間の抗争事件であること。第二に、それぞれの思想内容にはまだ正確に把握できない部分があるが、いずれも体制(一概に保守対革新とはいきれない)の思想拮抗の様相を呈していること。第三に、両者の緊張関係はすでに殺伐たる状態になっていたらしいことなどである。要するにことは極めて激烈な思想対立に起因する事件であった。少正卯が極悪非道な強盜犯などであった方が孔子にとってはむしろ幸いしたかも知れないのだが。

孔子が少正卯を誅したことの弁護として最後にだめおした、「詩に曰く、憂心悄悄として群小に慍る、小人群を成せば斯ち憂うるに足る」を説明しておこう。

一句は『詩経・邶風・柏舟』に見える。

(一)汎彼柏舟、亦汎其流、

耿耿不寐、如有隱憂、

微我無酒、以救以遊。

(二)我心匪鑿、不可以茹、

亦有兄弟、不可以據、

薄言往愬、逢彼之怒。

(三)我心匪石、不可轉也、

我心匪席、不可卷也、
威儀棣棣、不可選也。

(四)憂心悄悄、慍于群小、

靦閱既多、受侮不少、

靜言思之、寤辟有標。

(五)日居月諸、胡迭而微、

心之憂矣、如匪澣衣、

靜言思之、不能奮飛。

(一)汎たる彼の柏舟、亦た汎として其れ流る、

耿耿として寐ねられず、隱憂あるが如し、

我が酒の敷し以て遊する無きに微ず。

(二)我が心鑿に匪ず、以て茹るべからず、

亦た兄弟あれども、以て據るべからず、

薄らく言に往き懇ぐれば、彼の怒りに逢う。

(三)我が心石に匪ず、転がすべからざるなり、

我が心席に匪ず、巻くべからざるなり、

威儀棣棣として、選ぶべからざるなり。

(四)憂心悄悄として、群小に慍まる、

靦に靦うこと既に多く、侮を受くること少なからず、

靜かに言に之を思うて、寤めて辟つこと標たるあり。

(五)日や月や、胡ぞ迭つて微なるや、

心の憂え、澣わざる衣の如し、

靜かに言に之を思うて、奮い飛ぶこと能わす。

この詩は毛序では「仁にして不遇なるを言う。衛の頃公の時、仁人
不遇、小人(君)側に在り」とあり、その不遇な仁者の詩であるという。

一方、劉向の『列女伝』では、この詩の第三章を、衛の君主の夫人とな

るべく興入れした齊の姫君が、到着直前に夫たるべき人が急死して代つた弟に求婚され、それを断つた歌として引いている。こうして作者を男性と見るか女性と見るかの二説があるが、いまその詮索はひとまずおいて、肝心な「憂心悄悄、慍于群小」の解釈にとりかかろう。

鄭箋の解説に依れば、「慍は怒なり。悄悄は憂える貌。群小は衆小人の君側にあるもの」とある。ところでこの一句、調べてみると、

イ、憂心悄悄として群小に慍まる⁽¹⁴⁾

ロ、憂いある心の悄悄として群小を慍む⁽¹⁵⁾

という二通りの解釈のしかたがある。助字「于」を受身とみるか(イ)、対象を示す語とみるか(ロ)、の違いであるが、これは明らかに口でなければならぬ。訳も、「憂鬱な心はしなしなとして、つまらない連中のことを恨めしく思う。」⁽¹⁶⁾くらいに押えておくべきだろう。『列女伝』でも

「威儀は棣棣として、選うべからざるなり」を引いたあと、「その左右に賢臣なく皆その君の意に順うを言うなり」と君側のもののだらしなさを言っているので、この句の解釈はほほ口の線だと考えてよい。

この詩の作者について無理に男性か女性かを決める必要はないが、折角孔子が引き合いに出したのだからその意図に添うべく辻褄を合せてみよう。いうまでもなく、それを男性とみたとてである。

孔子は日頃めぐまれない自己の境遇をかこちつつ、君側に群がる無能な家来どもにもむかつ腹をたてていた。憂心悄悄、慍于群小。ところがそういう彼にもようやくチャンスがめぐってきて、大司寇から首相代理にのしあがることになった。だが実権派の領袖となった時点でもまだ群小とのいざこざに頭を悩ませられている。憂心悄悄、慍于群小。ましてやそのものどもが徒党を組み己れの政策に対抗する気配さえみせはじめた。小人成群、斯足憂(畏)矣。頭痛の種子を取り除く最もてつとり早い方法、それは群小どもの頭目すなわち小人之桀雄を血祭りにあげるこ

とであつた。——孔子誅少正卯。

註

- 1 「魯国の警視總監になつた」とは、魯迅「在現代中国的孔夫子」魯迅全集、且介亭雜文二集の言。第六卷・二五一ページ
- 2 梁玉繩曰、撰相者、乃債相会盟之事。つまり、会盟の補佐役という説もある。
- 3 玉函山房輯佚書(一) 文海出版社 五一〇ページ
- 4 論語・衛靈公篇。
- 5 左伝、定九年伝。鄭駟敵殺鄧析、而用其竹刑。
- 6 杜預注。鄧析、鄭大夫、欲改鄭所鑄旧制、不受君命、而私造刑法、書之於竹簡、故云竹刑。孔穎達疏。昭六年子産鑄刑書于鼎、今鄧析別造竹刑、明是改鄭所鑄旧制。
- 7 師古曰、兩觀、謂闕也。
- 8 関于孔子誅少正卯問題 趙紀彬著、(一九七三年、人民出版社) (一)五惡、疏証は若干こじつけの感を免れない。
- 9 楊采国、章詩同氏など、鄧析にならんで法家の先驅者であつたとする。
- 10 孔疏。行偽而堅者、行此詐偽、而守之堅固、不肯更改。言偽而辯者、謂言談偽事、辞理明辯、不可屈之。学非而博者、謂習学非違之書、而又広博。順非而澤者、謂順從非違之事、而能光澤文飾、以疑於衆。如此者殺。
- 11 楊注。營説為焚。焚衆、惑衆也。強、剛愎也。反是、以非為是也。独立、人不能傾之也。
- 12 批林批孔キャンペーンの中ではほぼ儒家(保守)対法家(革新)と断定している。太公対華士はその様式で律しきれるか問題があろう。
- 13 中国古典詩集 筑摩書房、三八ページ橋本循訳。
- 14 詩経・楚辞 中国古典文学大系 平凡社 目加田誠訳 二三ページと同右。
- 15 詩経国風上 岩波中国詩人選集 吉川幸次郎訳。一〇四ページ。
- 16 同 右。